

台風 19 号による家屋被害への支援制度

詳細については、制度名から各制度のページをご覧ください。

また、制度により、支給にあたる付随条件がある場合があります。

制度の名称	被災者 生活支援 制度	住宅の 応急修理 被災住宅	復旧支援 事業補助金	災害 見舞金	市税の減免		保険料(税)の 徴収猶予または減免			医療保険の 窓口負担の 減免措置	介護保険 サービスの 窓口負担の 減免措置	保育料の 減免	公共料金・使用料等の 特別措置		
					固定 資産税	市民税	国民健康 保険税	後期高齢者 医療保険料	介護 保険料				水道料金	下水道 使用料	
対象(住宅・非住宅の別)	住宅のみ	住宅のみ	住宅のみ	住家	非住宅含む	住宅のみ	住宅のみ	住宅のみ	住宅のみ	住宅のみ	住宅のみ	住宅	非住宅含む	非住宅含む	
所得制限の有無	無	有	無	無	無	有	有	有	無	無	無	無	無	無	
被害 の 程 度	全壊(・解体)	○				○	○	○	○	○	○	○	○100%		
	大規模半壊	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○50%		
	半壊		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○50%		
	一部損壊(10%以上)		○	○	○	○	○			○	○				
	一部損壊(10%未満)			○	○										
	床上浸水			○	○		○	○		○	○	○	○30%	○	○
	床下浸水			○	○									○	○
問い合わせ窓口	財政課	建築課	建築課	厚生課	税務課		納税課・税務課			保険年金課	介護保険課	保育課	水道業務課	下水道課	
電話番号	0289- 63-2151	0289- 63-2217	0289- 63-2217	0289- 63-2257	0289- 63-2161	0289- 63-2112	納税課 0289-63-2114 税務課 0289-63-2117			0289- 63-2166	0289- 63-2283	0289- 63-2174	0289- 65-3141	0289- 65-3697	